

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

—過去は変えられないが未来は変えられる—

伊方原発運転差止広島裁判



伊方原発 3 号機運転差止仮処分命令申立事件

勝てば即停まる仮処分

第 3 回審尋が始まります

みなさま、学習会にお越し下さい

どの部分でもご自由にご参加ください
学習会・参加者交流会・報告会兼記者会見

- 13:00 学習会 (広島弁護士会館)
学習会テーマ
「伊方なしでは需給綱渡り
という四電の大ウソ」
- 15:00 第 3 回審尋 (広島地裁) ※非公開
参加者交流会 (広島弁護士会館)
- 16:00 頃 参加者交流会・審尋終了 ※見込み
- 16:30 頃から 報告会・記者会見 (広島弁護士会館)
- 17:30 閉会

今回は審尋時間の都合上、乗り込み行進はありません

※詳しくは裏面をごらんください

この裁判は、ふるさと広島や瀬戸内海を放射能災害や被曝から護る闘いです。主旨にご賛同いただける方は、ぜひ参加・応援してください。

【主催】伊方原発広島裁判応援団

連絡先：伊方原発広島裁判応援団事務局
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203
電話：090-7372-4608
E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org
URL：http://saiban.hiroshima-net.org/

私たちはどの政党・宗教団体にも与していません。思想信条を超え、ふるさと広島への放射能汚染や放射線被曝による健康被害は私たちの権利を脅かしており、これを回避するという一点で集まった市民で構成しています



最寄りの公共交通機関

1. 広島バスセンターから徒歩 12 分
2. アストラムライン城北駅から徒歩 11 分
3. 広電白島線縮景園前電停から徒歩 4 分
4. 合同庁舎前バス停から徒歩 6 分
5. 広電バス 6 号線検察庁前バス停から徒歩 6 分
6. 広電バス 12 号線縮景園バス停から徒歩 4 分

原告団・応援団ではない一般市民の方の参加も大歓迎です
ご都合にあわせて、どの部分でもご自由にご参加ください

(13:00 ~ 14:30)

1 学習会テーマ「伊方なしでは 需給綱渡りという四電の大ウソ」

場所：広島弁護士会館 6 階会議室

(広島市中区上八丁堀 2-73 電話：082-228-0230)

13:00 ~ **話題 1 「低コスト他社電力でピーク需要を楽々乗り切る
四国電力」**

(話題提供・報告者：佐藤栄美子【原告】)

- ①この記述は真実なのか？
- ②電力 (kW) と電力量 (kWh) の違い
- ③電力という商品の特殊性
- ④供給予備率のトリック
- ⑤四国の主な発電設備
- ⑥四国電力発電設備は 500 万 kW/860 万 kW (伊方除く) に過ぎない
- ⑦どうやって最大需要ピーク日をのりきったか
- ⑧四国電力の 2015 年度 全電力供給量 / 全発電量 / 全購入量
- ⑨「伊方再稼働なしでは四国の電力需給は綱渡り」のウソに騙されないように

13:30 ~ **話題 2 「小規模四電の経営に重くのしかかる伊方原発」**

(話題提供・報告者：西本 彩【原告】)

- ①実は他社購入電力は自社発電電力よりコストが低い
- ②老朽化して高コストの四電火力発電設備
- ③総資産に占める原発関連資産の異常な大きさ
- ④決算書に出てこない四電の原発関連負担
- ⑤原発関連で発生しているコストを将来に先送りしている。
- ⑥四国電力に重く乗しかかる原発維持コスト
- ⑦原発をやめるとなると将来先送りコストが一挙に顕在化。
- ⑧事実上の債務超過、一部上場廃止、事実上の倒産
- ⑨やめたくてもやめられない、進むも地獄やめるも地獄の伊方原発
- ⑩いっそ倒産させて大衆に奉仕する公共電力会社に
衣替えした方がはるかに得策

14:00 ~ **質疑応答**

14:30 **閉会**

※今回は、広島地裁への乗り込み行進
はありません

(15:00 ~ 16:00)

2 参加者交流会

場所：広島弁護士会館 6 階会議室

15:00 ~ 交流会開始

16:00 終了予定

第 3 回審尋 (非公開)

場所：広島地方裁判所

15:00 ~ 仮処分審尋開始

16:00 終了予定

(16:30 ~ 17:30)

3 報告会・記者会見

場所：広島弁護士会館 6 階会議室

16:30 頃から 第 3 回審尋 報告会・記者会見 (弁護団)

16:45 ~ 質疑応答

17:30 閉会

仮処分審尋は 30 分から
最長 1 時間の見込み。
審尋終了後、休憩を挟んで
ただちに報告会・記者
会見を開きます。

「本件発電所 (伊方原発のこと) の停止によって、四国地域の電気の安定供給について危機的な状況になるとともに、四国地域の電気料金の水準及び環境保全に重大な影響が生じており、少なくとも本件 3 号機の運転再開をなくしては、この事態を打開することは困難である。」

平成 28 年 4 月 25 日広島地裁提出 四国電力答弁書 26 頁